

ご存じですか?

民法と不動産登記法の法律改正により

# 令和6年4月から相続登記が義務化されています



## この方の名義で不動産が残っていませんか?

### そのまま放置しておく...

権利関係が複雑になり  
後々トラブルにも

時間と労力、税金の  
負担が増える

相続の手続が長期化し  
スムーズに売却出来なくなる



相続したことを知った日から3年以内に登記の申請が必要となり、正当な理由なく相続登記を怠ると10万円以下の過料が科される可能性があります。

そして、この義務化は、過去の相続にも適用されます。

改正前に開始された相続の場合、2027年3月末まで猶予がありますが期限内に申請を行わなければ過料の対象となります。

更に...



大きな  
看板が目印

## 売却したいけど相続問題でお悩みの方、相続問題で悩む前に 解決したい方... まずはお気軽にご相談下さい。



## 名細コンサルタント

〒510-0821 四日市市久保田一丁目5番41号

フリー  
ダイヤル 0120-1-4649-1

ヨロシクイチバン

TEL 059-352-7100

FAX 059-354-0078

広告有効期限 2026年2月26日から2週間迄

公益社団法人三重県宅地建物取引業協会会員 公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会会員 東海不動産公正取引協議会加盟 宅地建物取引業免許番号 三重県知事(12)第1291号